

取扱区分：「公開」

令和8年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和8年1月13日(火) 10時00分

於：周南市役所本庁舎2階 共用会議室F

令和8年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和8年1月13日(火) 午前10時00分 ~午後10時37分

2 場所 周南市役所本庁舎2階 共用会議室F

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

1番	林 俊一	3番	野村 邦幸
4番	重永 正人	5番	佐伯 伴章
6番	笠井 保雄	7番	河内 邦雄
8番	藤原 典子	9番	佐伯 信治
10番	高橋 恵	11番	秋貞 啓子
12番	藤井 孝	13番	山下 敏彦
14番	瀧山 美智子	15番	市川 進
16番	有馬 俊雅	17番	兼重 智
18番	田中 榮作	19番	白石 純治

(2) 欠席委員 1人

2番 歳光 時正

(3) 事務局職員 4人

局長	中村 仁紀	次長	原田 賢二
次長補佐	神本 和典	書記	中山 浩毅

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農業振興課 課長	菅田 浩司
産業振興部農業振興課 係長	松田 康仁

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

	議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第19条第 6 項による地域計画の変更に係る意見聴取について	1 件
	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	4 件
	議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	2 件
	議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1 件
第 3	報告事項		
	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について	14 件
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	2 件
	報告第 3 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出後の届出の取消しについて	1 件
	報告第 4 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1 件
	報告第 5 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	8 件
	報告第 6 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について	2 件
	報告第 7 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	4 件
	報告第 8 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について	3 件
	報告第 9 号	農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について	1 件
	報告第10号	非農地判断の結果について	16 件
	報告第11号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	6 件
	報告第12号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について	1 件
	報告第13号	現況が農地でないことの証明等について	1 件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、2番・歳光時正委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時02分）

議長（山下会長

皆さま、改めまして新年おめでとうございます。

本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、ただ今より令和8年第1回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

7番・河内邦雄委員及び9番・佐伯信治委員をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第1号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

1ページの議案第1号は、周南市長より菊川地域の地域計画の変更に係る意見を求められたものです。

農業振興課の説明を受け、ご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田でございます。

本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号について、説明させていただきます。

本件は、菊川地域の地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、農業委員会から、ご意見をお伺いするものでございます。

10ページをご覧ください。

本件は、菊川地域の計画に位置付けられている農地1筆のうち、その一部を計画から除外するもので、除外しようとする農地は、青色で塗りつぶされ、白枠で囲われた箇所、面積1,221㎡のうち644㎡を、自己用住宅を設置するために除外したいとの申し出によるものです。

また、本件は、農業外の利用による地域計画からの除外となりますので、農地転用許可手続きの前に、計画を変更するものとなります。

3ページをお願いします。

申出者は、3ページの4、地域内の農業を担う者に位置付けられている当該農地の所有者兼耕作者で、除外する面積が小さいことから、この表に記載のある面積については変更はなく、今回の変更箇所は、10ページの目標地図となります。

これまでの変更にかかる手続きの状況ですが、令和7年11月28日に申し

出を受付け、12月15日から同月26日までの12日間、法律第18条第1項に基づく協議の場を、ホームページ上で実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

また、この度の除外により、地域計画の実現に支障はないものと見込まれることから、計画を変更するための要件は、満たしているものと考えております。

今後の手続きにつきましては、農業委員会のほか、農協などの関係機関から意見をお伺いした後、法律第19条第7項の規定により、計画の変更案を2週間公告、縦覧した後、令和8年2月1日付で計画を変更する予定としております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第1号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号について採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（農業振興課職員退席）

続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

2ページ及び3ページの議案第2号は、1議案4件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,108平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、県外に居住しており、今後、移住の予定もなく、管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大するために譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番・市川委員

15番、市川です。

議案第3号、番号1番について、補足説明いたします。

12月19日に推進委員、事務局職員、私で現地確認を行いました。

また、申請人とは後日、電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地の地目は田ですが、雑草が生えていました。

譲渡人は県外に住んでおり、管理が困難なため、今回譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、農作地の経営規模拡大のために譲り受けることにしたとのことです。

申請地の現状は、以前は耕作されていましたが、2年前から休耕されていたそうで、今後、水稻等として利用したいとのことです。

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われま。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が435平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、数年間休耕しており、今後とも耕作の予定がないため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大し、水稻や野菜等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

議案第3号番号2番について、補足説明いたします。

12月22日に推進委員2名、事務局職員、私の4名で現地確認を行いました。

12月30日に、譲受人と譲受人宅を訪問し、意思確認をしました。
申請地は、登記簿上は畑ですが、農作物は植えられていませんでした。

ただし、草刈りはされており、表面は作業がしやすいように平らにならしてありました。

譲受人は、高齢でここ数年は作物を植えておらず、管理もできないことから、隣に住む譲受人に譲ることにしたそうです。

譲受人は近所に住んでいることから譲り受けることにしたそうです、今後野菜等を植えるとのことでした。

なお、農機具等も保有しています。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査しましたが、特に問題ないと思われまます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

それでは、番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆の面積が1,634平方メートルの農地です。

議長（山下会長）

原田事務局次長

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、維持管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

18番・田中委員

16番、田中です。

議案第2号、番号3番について、補足説明いたします。

12月19日に推進委員、事務局職員、私で現地確認をしました。

12月25日に譲受人に直接お会いし、意思確認をいたしました。

内容については、ただ今、事務局より説明のあったとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

それでは、番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑4筆の面積が800平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠方に居住しており管理が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

12月23日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

譲渡人及び譲受人には、同日、電話にて意思を確認いたしました。

申請地は、譲受人が購入しようとする住宅に附帯する農地で、草刈り等の管理はされていますが、作物は栽培されていませんでした。

譲渡人は、土地・建物を相続したものの管理が困難なため、売却するものです。

譲受人は、家庭で消費する野菜を栽培するとのことでした。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

以上です。

それでは、議案第2号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

4ページの議案第3号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明します。

申請地は、周南市戸田支所から南東へ約800メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積440.33平方メートル、パネル枚数166枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作しておらず、後継者や担い手もなく、維持管理が困難であるため、譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、申請地については、分筆登記を法務局に申請中とのことです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番・瀧山委員

14番、瀧山です。

議案第3号、番号1番について、補足説明いたします。

12月19日に推進委員2名、事務局職員、私で現地確認を行いました。

た。

申請地は耕作がされていませんでしたが、草刈り等の維持管理はされてきました。

譲渡人は高齢であり、後継者や担い手もなく、今後の維持管理が難しいこともあり、譲渡人に譲り渡すことにしました。

譲受人は太陽光発電設備を設置する場所を探していたところ、申請地が適していると考え、譲渡人に申し出て、譲り受けることにしました。

同日に譲渡人が立会いのもと意思確認の話をしました。

近隣住民への説明も済んでおり、特に問題はないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願

いします。ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第3号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ござい

ませんか。
(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたし

ます。議案第3号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はござい

ませんか。
(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号2番を議題といたし

ます。事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明

します。申請地は、周南市熊毛総合支所から北西へ約1,860メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりで

議長（山下会長）

神本次長補佐

す。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 522.00 平方メートル、パネル枚数 316 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、維持管理が困難であるため、譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番・笠井委員

6 番、笠井です。

議案第 3 号、番号 2 番について、補足説明いたします。

12月23日に推進委員、事務局職員、私の 3 名で現地確認を行いました。

後日、申請人とも、会って確認しました。

申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地は、県道沿いの農地で現況は雑草が生えていました。

以前は栗園として使用され、近年まで栗を収穫し、管理されていたのですが、栗木は老木で、数本枯れた状態でした。

今回は譲渡人が 2 人おられますが、お互いの所有する農地が接していたため、互いに話し合っただけで決めたとのことでした。

しかし、今後、農地の維持管理が困難なため、譲受人から事業の提案を受け、応じることにしたとのことでした。

譲受人は再生可能事業に取り組むことで、耕作困難な農地を有効活用したいと考え、周辺環境と住民への配慮もしつつ、地域活性化に貢献したいとのことでした。

また、周辺には耕作中の農地や民家も少ないため、設備設置の影響は問題ないと考えます。

その他、調査項目に従って調査しましたが、特に問題はないと思われま

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第3号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

5ページの議案第4号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和6年第11回総会の議案第48号、番号6番としての審議を経て、令和6年11月11日付け指令周農委5条許可第39号として許可したものに

宅地2区画581.46平方メートル、道路319.46平方メートル及び用水路12.97平方メートルの全体面積が913.89平方メートルの造成をしようとするものですが、今回の変更承認申請は工事に時間を要す

議長（山下会長）

神本次長補佐

るため、工事期間を令和10年11月25日までに変更したいとの申請です。

これらの変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます

議長（山下会長）

ただ今の議案第4号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第4号、番号1番の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

6ページから10ページの報告第1号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は14件で、全てが相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長
中村事務局長
11ページの報告第2号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。
今回は、2件です。
内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上でございます。
議長（山下会長） 説明が終わりました。
以上で、報告第2号を終わります。
続きまして、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出後の届出の取消しについて」、事務局より説明をお願いします。
中村事務局長
中村事務局長
12ページの報告第3号は、市街化区域内にある農地の転用について、農地転用届出後に、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱第2条第7項の規定による届出の取消願の提出があったので、当該届出を取り消したことを報告するもので、今回は1件です。
番号1番は、農業倉庫及び作業場とする農地転用届出について、令和7年10月24日付け周農委4条受理第9号として受理通知書を交付し、令和7年第12回総会の報告第87号番号1番として報告しましたが、現在使用している農業用倉庫を引き続き使用することにしたため、届出の取消願の提出があったものです。
以上でございます。
議長（山下会長） 説明が終わりました。
以上で、報告第3号を終わります。
続きまして、報告第4号「農地法第4条第1項第8号及び農地法

施行規則第 29 条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

13ページの報告第4号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

14ページから16ページの報告第5号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、8件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出につ

いて」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

17ページの報告第6号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出のあった、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第1項の規定による事業計画の変更の届出があったもので、今回は2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

18ページ及び19ページの報告第7号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、4件です。

いずれも農地法施行規則第53条第16号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、番号4番は、太陽光発電設備のために農地法第5条第1項の規定による転用許可をした土地の一部ですが、転用が完了するまでの間に別の目的で一時転用を行う場合には、別途農地法の許可又は届出が必要なことから、今回一時転用の届出を受理したものです。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

20ページの報告第8号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は3件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

21ページの報告第9号ですが、農地所有適格法人以外の法人等は、農地法第6条の2第1項並びに周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領第5条第1項の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人以外の法人としての農地法第3条第3項に規定された解除条件付き、適切な役割分担、1人以上常時従事の要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

22ページの報告第10号は、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は16件です。

判断の結果、16筆、20,975平方メートルの全てが非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

23ページの報告第11号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2

項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第4条第1号、第5条第1号又は第6条第1号の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった6件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第11号を終わります。

続きまして、報告第12号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

24ページの報告第12号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第1条第1項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第2項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第3項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑であるものについて、同要綱第4条第2号、第5条第2号又は第6条第2号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は事務局判断により非農地扱いとした土地についての1件です。

判断の結果、非農地であると決定しました。

議長（山下会長）

以上でございます。
説明が終わりました。
以上で、報告第12号を終わります。

続きまして、報告第13号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

25ページの報告第13号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は1件です。

非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明通知書を交付しました。

議長（山下会長）

以上でございます。
説明が終わりました。
以上で、報告第13号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和8年第1回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時37分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和8年1月13日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 河 内 邦 雄

署名委員 佐 伯 信 治